

ボランティア活動を応援する助成金制度

神奈川県内の自治体が実施している「ボランティア活動を応援する助成金制度」の情報をとりまとめました。

☆助成金を受けるためには、ここに紹介しきれない細かい条件があります。詳細は、自治体のホームページや募集案内などによりお調べください。

☆既に今年度の募集が終わったものも含まれていますが、今後の計画的な助成金獲得の参考として掲載しています。

☆県内自治体以外が募集している主な助成金制度は、下記ホームページなどに掲載されています。

- ・(公財)助成財団センター(<http://www.jfc.or.jp/>)
- ・(特非)シーズ・市民活動を支える制度をつくる会(<http://www.npoweb.jp/>)
- ・CANPAN(日本財団)(<http://fields.canpan.info/>)

かながわ県民活動サポートセンター

平成27年1月

<掲載対象>

○助成金の情報は次の条件をすべて満たすものを対象に掲載しています。

- 1 県内の自治体の予算により行っている制度であること。
- 2 ボランティア団体(法人格の有無は問わない)を対象に含むこと。
ただし、自治会・町内会を含むこと必須条件としたものは除く。
- 3 市民活動や地域活動を広く対象としていること。

○本誌に掲載されている情報は、平成26年度の事業実績に基づくものを原則としていますが、平成26年度の募集が終了し、かつ、平成27年度の募集内容が確定しているものについては、平成27年度の内容を掲載しています。
詳しくは該当情報のホームページを参照するか、各自治体の担当課にお問い合わせください。

○助成金制度は、自治体の建制順に掲載しています。

ボランティア活動を応援する助成金制度 一覧

団体名・助成金名	助成額	内容・対象	募集時期 又は締切	TEL・FAX
横浜市市民局市民活動支援課 市民活動推進ファンド事業	審査を経て決定	公益的活動に賛同する市民や企業等の寄附により、NPO法人が活動を行う上で課題となる活動資金に関し、支援を行う。	平成26年 2、4、9 月	TEL 045-227- 7965 FAX 045-223- 2032
	案内HPアドレス	http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/shiminkatsudou/fund/		
横浜市鶴見区区政推進課地域力推進担当 つるみ・元気アップ事業	1年目：上限8万円 2年目：上限6万円（補助対象経費の4/5以内） 3年目：上限5万円（補助対象経費の2/3以内）	地域の課題解決に向けて、区民が自主的に取り組む活動の立上げを支援する。	平成26年 1月20日 ～2月28 日	TEL 045-510- 1678 FAX 045-504- 7102
	案内HPアドレス	http://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/life/chiiki/chiikidukuri/26genkiup.html		
神奈川区区政推進課 かながわ地域支援補助金区民力発揮コース	1年目30万円、2年目20万円、3年目10万円、9/10を上限	地域の課題解決を地域の方々が自ら目指して活動する事業に対して、補助金等の支援を行う。	平成26年 12月～	TEL 045-411- 7026 FAX 045-314- 8890
	案内HPアドレス	http://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/kusei/tilki-hoiyokin/		
横浜市保土ヶ谷区地域振興課 保土ヶ谷区地域・まちづくり活動補助金	活動形態や活動回数・参加対象者数により、補助金申請限度額を設定。	地域社会やまちづくりにつながり、社会的公共性を持つ団体活動を活動費の一部を補助することにより支援を行う。	平成26年 3月	TEL 045-334- 6307 FAX 045-332- 7409
	案内HPアドレス	http://www.city.yokohama.lg.jp/hodogaya/bunyabetu/chiiki-kumin/chiikimachi-hoiyo/		
横浜市旭区区政推進課 横浜市旭区福祉保健課 旭区きらっとあさひ地域支援補助金	1年目:30万円 2年目:20万円 3年目:10万円	旭区内における地域福祉の推進等地域課題解決に向けた事業に取り組む団体に対して活動に必要な経費を補助する。平成26年度より、高齢者の多い旭区の特性を踏まえ、高齢者が気軽に立ち寄り交流できる居場所づくりに関する事業については、補助金交付に加え居場所づくり促進のための支援（相談・視察等）を充実している。	平成26年 3月24日 ～5月30 日	横浜市旭区 区政推進課 地域力推進 担当 045-954- 6028 横浜市旭区 福祉保健課 事業企画担 当 045-954- 6144
	案内HPアドレス	http://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/madoguchi/kusei/kikaku/kirattoasahichiikishienijyou/		
横浜市金沢区地域振興課 金沢区市民活動サポート補助金	補助率は補助対象経費の2/3 「生涯学習講座」 上限15万円 「青少年健全育成、国際交流、文化芸術、環境保全、子育て支援」 上限30万円	市民活動団体が行う公益性の高い事業に対して補助金を交付する。	平成26年 7月、平成 27年1月	TEL 045-788- 7804 FAX 045-788- 1937
	案内HPアドレス	http://www.city.yokohama.lg.jp/kanazawa/chishin/shogaku/8-10.html		

団体名・助成金名	助成額	内容・対象	募集時期 又は締切	TEL・FAX
横浜市港北区地域振興課 地域のチカラ応援事業	チャレンジコース ：上限30万円 スタートアップ コース ：上限5万円	地域住民が地域課題の解決に向けて主体的に取り組むことができるよう「福祉保健」「文化芸術」「地域まちづくり」をテーマにして活動する団体に対して補助金を交付する。	平成26年 3月	TEL 045-540- 2247 FAX 045-540- 2245
	案内HPアドレス	http://www.city.yokohama.lg.jp/kohoku/sinkou/chikara/		
横浜市緑区地域振興課 緑区チャレンジ提案事業	チャレンジコース：30万円以内 スタートアップ コース：10万円以内	緑区が提示するテーマ(福祉、環境、防災・防犯、地域まちづくり)に沿った協働提案事業。	平成26年 11月	TEL 045-930- 2237 FAX 045-930- 2242
	案内HPアドレス	http://www.city.yokohama.lg.jp/midori/50info/55kyoudou/teian/		
横浜市都筑区地域振興課 都筑区区民活動補助事業	対象となる事業経費の1/2（上限25万円）	区内の市民活動団体が実施する公益的で地域の課題解決につながる事業に対し補助金を交付する。	平成26年 4月	TEL 045-948- 2238 FAX 045-948- 2239
	案内HPアドレス			
横浜市戸塚区地域振興課 とつか夢結び応援事業	上限30万円 団体発足後3年以内の団体は補助対象経費の2/3以内 団体発足後3年が経過した団体は補助対象経費の1/2以内を交付	まちの資源や人材の発掘とその活性化を図り、魅力あふれる地域づくりを推進するために行われる活動に対して補助金を交付する。	平成26年 3月17日 ～4月9日	TEL 045-866- 8413 FAX 045-864- 1933
	案内HPアドレス	http://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/chishin/bunka/		
横浜市栄区地域振興課 栄区みんなが主役のまちづくり協働推進事業	【補助対象経費の2/3または1/2の範囲内】 アドバンスコース ：20万円上限 ベーシックコース ：5万円上限 スタートコース 8万円上限	だれもが暮らしやすく、活力あるまち栄区を実現するため、地域課題の解決や地域のまちづくり等、区民が主体的に実施する活動に対する事業補助制度。	平成26年 1月～2月	TEL 045-894- 8936 FAX 045-894- 3099
	案内HPアドレス	http://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/guide/machi/minna/		

横浜市の助成金情報は、次のサイトを参考に作成しています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shimin/tishin/bank/seido/>

団体名・助成金名	助成額	内容・対象	募集時期 又は締切	TEL・FAX
(公財)かわさき市民活動センター かわさき市民公益活動助成金	①上限10万円 ②上限30万円 ③上限100万円 ④上限200万円 ②③は経費の80%以内 ④は経費の70%以内	団体活動の推進と将来の運営の自立・発展を図るため、川崎市内で公益的な活動するボランティア・市民活動団体が行う「事業」を資金面から支援する。①スタートアップ、②ステップアップ30、③ステップアップ100、④ステップアップ助成200	新規事業の募集開始は年内、締め切りは1月中旬	TEL 044-430-5566 FAX 044-430-5577
	案内HPアドレス	http://www1.kawasaki-shiminkatsudo.or.jp/		
特定非営利活動法人 市民ファンドゆめの芽 相模原市 市民局 市民協働推進課 相模原市 市民・行政協働運営型市民ファンド「ゆめの芽」	ファーストステップコース 総事業費の90%以内(学生主体の場合は100%以内)で上限10万円 ステップアップコース 総事業費の80%以内で上限50万円	市民一人ひとりの想いを皆の想いへという観点から、市民や企業からの寄付金で、相模原市内で社会貢献活動を行う市民活動団体を財政的に支援し、活動の活性化を図る。	8月～10月(平成27年度は時期未定)	TEL 042-752-0885 FAX 042-756-0973
	案内HPアドレス	http://www.yumenome.com/		
横須賀市市民部市民生活課 市民協働推進補助金	上限50万円(事業費の80%以内)	横須賀市内に活動拠点を有する市民公益活動団体によって、ボランティアを適切に活用したうえで行われる公益的な事業	12月～2月	TEL 046-822-9699 FAX 046-821-1522
	案内HPアドレス	http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2405/g_info/1100050061.html		
横須賀市市民部市民生活課 特定非営利活動法人補助金	市民からの寄付を原資とした助成であるため、年度ごとの寄付の総額と登録団体数を基に、審査を経て決定する。	①NPO法人であること②主たる事務所の所在地が横須賀市内にあること③横須賀市内で特定非営利活動を行っていること④事業費の総額のうち、非営利活動に係る事業の占める割合が100分の50以上であること。など(対象団体としての登録が必要)	4月(予定)	TEL 046-822-9699 FAX 046-821-1522
	案内HPアドレス	http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2405/npofund/tokutei/hieirikatudouhoujinnhoiyokin.html		
平塚市 市民部 協働推進課 公益信託ひらつか市民活動ファンド	①助成総額50万円(1団体10万円まで) ②助成総額150万円(1団体50万円まで)	より多くの市民活動(市民が自らの意志で社会の様々な課題に主体的に取り組む活動)が活発に展開され、平塚市を魅力と活力ある都市としていくために、助成金の支給により支援する。 ①入門コース ②発展コース	1～2月	TEL 0463-21-7534 FAX 0463-22-3037
	案内HPアドレス	http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/katsudou/fundtop.htm		

団体名・助成金名	助成額	内容・対象	募集時期 又は締切	TEL・FAX
藤沢市 市民自治部市民自治推進課 公益的市民活動助成事業	上限40万円 (原則、団体年間予算の50%以内。ただし、設立3年未満の団体で初めて助成を受けようとする場合は団体予算の80%以内。)	・藤沢市民を対象とした公益的な市民活動を行う団体の組織基盤を強化するための取り組みを対象として助成 ・次のいずれかに該当する団体が申請対象 (1)市内に主たる事務所等を有する特定非営利活動法人や一般社団・財団法人(非営利型)、公益社団・財団法人 (2)次に掲げる要件の全てに該当する任意団体 ①藤沢市内に活動拠点を有していること ②5人以上によって構成されていること ③藤沢市民が5人以上いること ④団体の設立目的、組織、代表者等に関する定めがあること ⑤助成を受けようとする年度の直前の1月1日時点で団体として設立されていること ※ただし、自治会・町内会、地域団体等は申請対象外	12月	TEL 0466-25-1111(内線2514) FAX 0466-50-8407
	案内HPアドレス	http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/iiti-s2/kurashi/shimin/shimin/koekiteki.html		
小田原市市民部地域政策課 市民活動応援補助金	①上限10万円 ②上限20万円 ③上限30万円	地域社会が抱える課題の解決に向け市民が自発的に行なう市民活動を市が財政的に支援することで、市民活動の活性化と自立を図る。 ①スタートアップコース、②ステップアップコースプランA、③ステップアップコースプランB	前年度11月～1月	TEL 0465-33-1458 FAX 0465-34-3822
	案内HPアドレス	http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/international/volunteer/ouenhojyokin.html		
茅ヶ崎市 総務部 市民自治推進課 市民活動げんき基金助成制度	①上限10万円 ②上限60万円	茅ヶ崎市内で活動し、3人以上で構成され、かつ、構成員の1/2以上が市民(在勤、在学を含む)である団体が行う、茅ヶ崎市民が受益者となり得る公益的な事業 ①スタート支援(本制度による助成を受けたことがない団体を対象) ②ステップアップ支援(市民活動スタート支援を受けたことがある団体、または設立後2年以上の団体を対象)	1月	TEL 0467-82-1111 FAX 0467-82-1164
	案内HPアドレス	http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shiminsanka/hojo/1010772/1010777.html		
逗子市市民協働部市民協働課 市民活動支援補助金	①ステップ1 上限5万円 ②ステップ2 上限20万円	市民活動を行う団体の公益的な活動に対し、団体を育てていくとともに、様々な地域課題の解決を図ることを目的に市民活動支援補助金を交付します。 ステップ1：市民活動を立ち上げ、又は市民活動を軌道に乗せるために要する初期的経費が対象です。 ステップ2：団体等の活動を更に発展させるために必要な経費とし、事業実施に必要な経費の2分の1以内の額を対象とします。	1月中旬～2月中旬	TEL 046-873-1111(内線7824) FAX 046-872-3003
	案内HPアドレス	http://www.city.zushi.kanagawa.jp/syokan/simin/hoiokin/		
はだの市民活動団体連絡協議会 市民活動サポート事業	1団体10万円以内(予定)	「はだの市民活動いきいき基金」を活用し、市民活動の活性化を図り、将来にわたり個性豊かな地域社会を実現するとともに、市民活動団体による活動を通じて基金を地域へ還元していくことを目的に、自主的に公益的な活動を行う市民活動団体に対して、資金面での支援を行う。	11月中旬～1月中旬	TEL 0463-82-5118 FAX 0463-82-6793
	案内HPアドレス	http://www.saposen.org/		

団体名・助成金名	助成額	内容・対象	募集時期 又は締切	TEL・FAX
厚木市市民協働推進課 市民活動推進補助金	上限20万円（補助対象事業費の2分の1以内）	厚木市内に主たる事務所等を置き、市民が自発的・自立的に活動をしている、ボランティアをはじめとする公益的な市民活動を行う団体	5月から6月まで	TEL 046-225-2141 FAX 046-225-4612
	案内HPアドレス	http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/index.html		
大和市市民経済部市民活動課 市民活動推進補助金 ①「めばえ」、②「はぐくみ」	①上限5万円（現金支出内） ②上限20万円（対象経費の2分の1以内かつ現金支出額内）	新しい公共の創造に参加する意志のある市民、市民団体、事業者が行うボランティア活動など非営利の活動であって、主な活動場所が大和市内であるか、活動の拠点が市内にある活動や事業	平成27年1月～2月（平成27年度分）	TEL 046-260-5103 FAX 046-260-5138
	案内HPアドレス	http://www.city.yamato.lg.jp/web/katudo/katudohoio.html		
海老名市 市民活動推進課 市民活動推進補助金	(1)入門編 上限10万円 (2)発展編 上限30万円	・3人以上で構成されており、市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業に対して財政的支援を行う。 (1)団体の自立を促進し、活動を軌道に乗せるための事業 (2)団体がこれまで行ってきた活動の拡充を図る事業、又は活動の発展を目的に次の一歩として新たに行う事業	平成27年1月5日～平成27年1月30日	TEL 046-235-4794 TEL 046-231-2670
	案内HPアドレス	http://www.city.ebina.kanagawa.jp/www/contents/1383805910849/index.html		
南足柄市市民活動課 地域づくり交付金助成事業（公益的の市民活動助成事業）	1)上限10万円 2)上限5万円 3)上限5万円	市内を主な活動拠点とし、3人以上の市民によって構成される団体が行う、市民を対象とした公益的な市民活動。 1)初期コース、2)育成コース、3)継続コース	11月～12月	TEL 0465-73-8071 FAX 0465-70-1832
	案内HPアドレス	http://www.city.minamiashigara.kanagawa.jp/kurashi/soudan/katudou/shiminkatudouokonau.html		
綾瀬市市民こども部市民協働課 市民活動応援補助金（きらめき補助金）	①上限10万円 ②上限20万円 ③上限50万円	真に豊かで魅力と活力あふれる地域社会の実現を目指し、社会的課題に取り組む市民活動に対し、その事業費用の一部について補助金を交付し、財政的に支援する。①いぶき ②はぐくみ ③はばたき	2月～3月	TEL 0467-70-5640 FAX 0467-70-5701
	案内HPアドレス	http://www.city.avase.kanagawa.jp/hp/menu000019300/hpg000019280.htm		
大磯町町民福祉部町民課 公募型補助金事業	設立時期及び申請回数により異なる	町内で、様々な分野において意欲的に活動する団体等を対象に、町で定めた一定の交付基準を満たす事業を行う場合に補助金を交付する。	4月～5月（予定）	TEL 0463-61-4100 FAX 0463-61-1991
	案内HPアドレス	http://www.town.oiso.kanagawa.jp/soshiki/chomin/chomin/tanto/koubo_hojo/1396327225291.html		

団体名・助成金名	助成額	内容・対象	募集時期 又は締切	TEL・FAX
二宮町町民生活部町民課 町民活動推進補助金	①上限10万円 ②上限30万円（対象経費の5分の4以内）	町民が自らの意志で社会的なさまざまな課題に主体的に取り組む「町民活動」に対して、財政的に支援する。 ①町民活動スタート支援、②町民活動ステップアップ支援	1月～2月上旬	TEL 0463-71-3311 FAX 0463-73-0134
	案内HPアドレス	http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp		
中井町地域支援課 まちづくり活動支援補助金	①上限5万円 ②上限10万円 ③上限30万円	地域で活動する様々な団体を対象として、地域の活性化やまちづくり活動への取り組みに対して、資金面での支援を行う。 ①自立支援コース、②活動支援コース、③発展支援コース	2月～11月 （予定）	TEL 0465-81-3907 FAX 0465-81-1443
	案内HPアドレス	http://www.town.nakai.kanagawa.jp/forms/info/info.aspx?info_id=32404		
大井町企画財政課 補助金公募制度	「大井町補助金等交付審査委員会」の提言に基づき町が決定	町民の活動に補助金を助成し、町と町民のパートナーシップを深める。	8月～9月中旬	TEL 0465-85-5003 FAX 0465-82-9965
	案内HPアドレス	http://www.town.oi.kanagawa.jp/chosei/hoiyokin/		
開成町町民サービス部 自治活動応援課 開成町民活動応援事業	平成26年度は上限10万円（平成27年度は額等未定）	町民が自発的・自主的に行う、公共の利益に寄与する活動の活性化を図り、協働のまちづくりを一層進めていくことを目的に、企画・立案し実施する事業に対して資金的な支援を行う。	4月～5月 （平成27年度は時期未定）	TEL 0465-84-0315 FAX 0465-82-5234
	案内HPアドレス	http://www.town.kaisei.kanagawa.jp/forms/info/info.aspx?info_id=29898		
愛川町総務部行政推進課 あいかわ町民活動応援事業	30万円以内かつ補助対象経費の10分の8以内	町民公益活動を行う団体が、新たに行う、自主的かつ自立的で、町民等の利益に寄与する活動に対し、町が資金的なバックアップを行う。	4月	TEL 046-285-6925 FAX 046-286-5021
	案内HPアドレス	http://www.town.aikawa.kanagawa.jp		
清川村総務課 村地域コミュニティ活動促進助成事業	予算の範囲内	地域の特性を活かした自主性、共同性、開放性にあふれたコミュニティの充実をめざすため、地域住民の団体のコミュニティの諸活動を支援。	詳細は右記のTELまで	TEL 046-288-1212
	案内HPアドレス	http://www.town.kiyokawa.kanagawa.jp/guide/chiiki/comunity.html		
かながわ県民活動サポートセンター かながわボランティア活動推進基金21協働事業負担金	上限1,000万円 最長5年間	ボランティア団体等と県とが協働することで、一層効果が高まると期待される事業 ①一般部門（分野を問わず） ②課題部門（年度ごとに分野を設定）	平成26年6月中旬～7月末	TEL 045-312-1121 FAX 045-312-4810
	案内HPアドレス	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5258/		

団体名・助成金名	助成額	内容・対象	募集時期 又は締切	TEL・FAX
かながわ県民活動サ ポートセンター かながわボランティア 活動推進基金21 ボラ ンタリー活動補助金	上限200万円（事 業経費の2分の 1） 最長3年間	地域社会が抱える課題の解決に向けての取り組 みや、社会システムの改革を目指してチャレン ジする事業	平成26年 9月～10 月中旬	TEL 045-312- 1121 FAX 045-312- 4810
	案内HPアドレス	http://www.pref.kanagawa.ip/cnt/f5258/		
かながわ県民活動サ ポートセンター かながわボランティア 活動推進基金21 ボラ ンタリー活動奨励賞	副賞 団体100万 円、個人 50万円 を限度	ボランティア活動のモデルとなる地域社会への 貢献度が高い活動に取り組んでいる団体や個人 を表彰。副賞として賞金を贈呈	平成26年 6月中旬～ 8月中旬	TEL 045-312- 1121 FAX 045-312- 4810
	案内HPアドレス	http://www.pref.kanagawa.ip/cnt/f5258/		
かながわ県民活動サ ポートセンター かながわボランティア 活動推進基金21 ボラ ンタリー団体成長支援 事業	26年度上限720 万円 （25年度は360 万円）	ボランティア団体が自立的かつ安定的に活動で きるよう、県が中間支援組織等にその支援を委 託する。	平成26年 6月中旬～ 7月末	TEL 045-312- 1121 FAX 045-312- 4810
	案内HPアドレス	http://www.pref.kanagawa.ip/cnt/f5258/		